

専門医資格更新ガイダンス

まずはこの冊子をご覧ください

- ・ 本封筒にはこのガイダンスの他に書類1-32が同封されています。
- ・ 本冊子を参考に、書類をご作成下さい。

今回から学会専門医ではなく、
日本専門医機構認定病理専門医
(機構専門医) としての更新のみ
になります。

*更新者には日本専門医機構より認定証が送られます。

専門医資格更新手続き

更新提出必要書類

1) 更新必要書類（書類7-25）

（3回以上連続更新で診療実績を画像問題で代用する場合は生涯学習受講実績 受講証明書も）

2) 更新審査料20,000円 振込控えのコピー

※ネットバンキングご利用の場合は振込完了の内容が分かるページを印刷して添付してください

書類作成上の基本的な注意

- ・全ての書類が以下のサイトでダウンロードでき、PC入力が可能です。

<https://e-learning.pathology.or.jp/course/view.php?id=41>

病理学会HP > 専門医 > 更新基準 > 更新基準（会員専用）

- ・併任を含めた常勤勤務先が医療機関でない場合（大学の基礎講座も含む）、または常勤勤務先がない場合は、「書類8」のbに「**医療機関における勤務実態**」（非常勤でも可）を記載してください。（3回以上連続更新された先生を除く）

会員システムの登録内容について

会員システムの所属、メールアドレスを最新情報に変更してください。
医籍登録番号未登録の方は登録してください。

<https://member.pathology.or.jp/>

更新単位 50単位

(単位該当期間：2019年11月～2024年10月)

項 目	必要単位
i) 診療実績の証明	最小5単位、最大10単位 3回以上連続更新者は病理画像問題の受講（10単位に相当）に代替可
ii) 共通講習	最小3単位、最大10単位 (このうち3単位は「必修講習A」各1単位必須)
iii) 領域講習	最小20単位
iv) 学術業績・診療以外の活動実績	0～10単位
i)～iv)の合計	50単位

iii) とiv) の単位の充当について

- ・ iii) 領域講習の不足分をiv) 学術業績・診療以外の活動実績で補う事が可能です。
- ・ その際は「書類9」の単位不足分を充当するに□し、充当後の単位数を「書類9」の集計表に記載して下さい。
- ・ 充当した分を除いてiv) 学術業績・診療以外の活動実績は10単位まで認められます。

単位は余裕があれば多めに提出してください

各単位の詳細

i) 診療実績の証明

組織 100例	1単位	} で最小5、最大10単位を取得します。
迅速 10例	1単位	
剖検・CPC 1例	1単位	

3回以上連続更新（2024年秋申請者で2004年以前に専門医を取得、途中保留になっていない）の方は i) 診療実績の証明を病理画像問題の解答で代用する事が可能です。詳しくは次ページ ガイドンス5をご覧ください。

- ・ 診療実績は医療機関での診断のみに限られます。検査センターなどの医療機関ではない施設のものは認められません。
- ・ 10単位を超える記載をしても10単位までしか認められません。
- ・ 2019年11月以降の症例に限ります。
- ・ 1単位以下の分割（組織0.5＋迅速0.5など）はできません。
- ・ 組織診断、迅速診断、剖検・CPC全ての実績単位を提出する必要はありません。1種類のみでも結構です。
- ・ 全ての診断名や日付が同じなど、その内容の正当性が疑われる書き方では更新認定されない可能性があります。
- ・ 診療実績を証明するための報告書等の写しは不要です。
リストのみで構いません。

3回以上連続更新の先生方の i)診療実績の証明の 病理画像問題の受講での代用について

- ・ 2024年秋申請者で2004年以前に専門医を取得、途中保留になっていない先生方が対象です。
- ・ 病理画像問題に解答し（合格点60%）、受講証（生涯学習受講実績）を印刷して提出してください。

病理画像問題へのアクセス



日本病理学会ホームページ

専門医 → 更新基準 → 更新者用病理画像問題（会員専用）
から 生涯学習サイトへ移動します

<https://e-learning.pathology.or.jp/course/index.php?categoryid=5>

会員システムID, PWでログインしてください。ID, PWがご不明な場合は病理学会事務局までメールでお問い合わせ下さい。

ガイドンス 6



①ログイン

会員システムIDと
PWでログイン

生涯教育2012-A問題

生涯教育2012-B問題

更新者用病理画像問題 A

更新者用病理画像問題B

②4コースのうちどれか選択

どれでも構いません

1コースのみでOKです



③問題20問を全て解答する

→ 全てを送信して終了する



合格点(60%)に達した時に

受講証明書がダウンロード
可能になります。

何度でも受験できます。

④「生涯学習受講実績 受講証明書」を印刷して提出
してください。どれか1コースの受講で構いません。

ii) 共通講習

- ・病理学会総会（春）で開催の共通講習などが対象です。
 - ・医療安全・医療倫理・感染対策のそれぞれ1単位、合計3単位は必須で、最大10単位まで取得できます。
 - ・10単位を超える記載をしても10単位までしか認められません。
 - ・病理学会以外の学会や所属施設などの講習でも代替可能ですが日本専門医機構に認定された講習が対象となります。
受講証に講習コードが印字されているかご確認下さい。
- コード例 24XX-220414-1-113-99
- ・受講証は原本・コピーいずれも可です。
 - ・病理学会総会（春）以外で受講した共通講習が機構専門医更新の為の共通講習に該当するかについては、開催学会または日本専門医機構事務局へ お問い合わせ下さい。
- 日本専門医機構 共通講習関連メールアドレス
support-com@jmsb.or.jp
- ・未受講者は日本専門医機構の共通講習イーラーニング（有料）で単位を取得できます。日本専門医機構のホームページをご確認下さい。 <https://jmsb.or.jp/senmoni/#an11>
 - ・臨床細胞学会での共通講習について
下記表の「×」は病理専門医更新のための共通講習として日本専門医機構に認められていないため単位として認められません。
ご注意ください。

臨床細胞学会における共通講習		
	現地	WEB
2018春	○	開催無し
2018秋	○	開催無し
2019春	○	開催無し
2019秋	○	開催無し
2020春	開催無し	○
2020秋	○	× 認められていない
2021春	○	× 認められていない
2021秋	○	× 認められていない
2022春	○	第1期○ 第2期×
2022秋	○	○
2023春	○	○
2023秋	○	○
2024春	○	○

iii) 領域講習

- ・病理学会内の指定のセッションや支部会などで取得できます。
- ・最低20単位は必須です。上限はありません。
- ・単位が取得できる講習の詳細は「書類30」をご覧ください。
- ・同一時間帯の受講証を2枚以上用いることはできません。
- ・受講証は原本・コピーいずれも可です。
- ・希少がん事業のイーラーニングでも15単位まで申請可能です。
- ・希少がん事業のイーラーニング単位を申請する場合は、会員システムで更新該当期間に取得した単位数をご確認の上、「書類9」の単位集計表 iii) 領域講習Bに記載してください。
- ・希少がん事業のイーラーニングは単位が自動で送られますので、書類の添付は不要です。

iii) とiv) の単位の充当について

- ・iii) 領域講習の不足分をiv) 学術業績・診療以外の活動実績で補う事が可能です。
- ・その際は「書類9」の単位不足分を充当するに□し、充当後の単位数を「書類9」の集計表に記載して下さい。
- ・充当した分を除いてiv) 学術業績・診療以外の活動実績は10単位まで認められます。
- ・「領域講習受講一覧」の記載欄が足りない場合は書式をコピーの上、使用して下さい。

iv) 学術業績・診療以外の活動実績

- ・学会参加・発表・論文執筆で取得可能です。
- ・この項目は必須ではなく、最大10単位まで認定されます。
- ・10単位を超える記載をしてもそれ以上は認められません。
- ・病理学会総会参加は1回3単位です。学術集会や支部会参加

単位は何度参加しても最大6単位までしか申請できません。

- ・発表・座長は1単位、論文の筆頭は2単位・共著は1単位です。
- ・学会参加証と記名部分が切り離された参加証は無効です。
- ・参加証は2019年11月以降のものに限ります。
- ・参加証は**原本・コピーいずれも可**です。
- ・算定可能単位の詳細は「書類30-32」をご覧ください。

iii) とiv) の単位の充当について

- ・iii) 領域講習の不足分をiv) 学術業績・診療以外の活動実績で補う事が可能です。ただし、学術集会参加単位の申請は不足している領域別講習へ補填した単位と合わせて、**トータルで6単位**までです。
- ・その際は「書類9」の単位不足分を充当するに□し、充当後の単位数を「書類9」の集計表に記載して下さい。
- ・充当した分を除いてiv) 学術業績・診療以外の活動実績は10単位まで認められます。

剖検症例10体 提出対象の方へ

2015年度以降に病理専門研修を開始し専門医に認定された方は、更新書類に加えて初回更新時に**専門医資格取得後に自らが関与した剖検症例10例（指導・副執刀を含む）**のリストと剖検報告書の提出が必要です。提出対象者は以下の方々です。

対象者の病理専門医番号

3445	3494	3504	3514	3524	3534
3485	3495	3505	3515	3525	3535
3486	3496	3506	3516	3526	3536
3487	3497	3507	3517	3527	3537
3488	3498	3508	3518	3528	3538
3489	3499	3509	3519	3529	3539
3490	3500	3510	3520	3530	3540
3491	3501	3511	3521	3531	3541
3492	3502	3512	3522	3532	3542
3493	3503	3513	3523	3533	

【提出物】

- ・ 剖検リスト
- ・ 剖検報告書の写し（患者名等はマジックなどで必ず消して下さい）

【対象期間】

専門医取得後～2024年10月の症例

（2019年合格者は2019年7月31日～2024年10月）

※剖検リストはHPよりダウンロードしてください

病理学会HP > 専門医 > 病理専門医更新 > 今年の更新について
「初回更新者提出用 剖検リスト」

https://www.pathology.or.jp/senmoni/bouken_list.docx

※剖検報告書への本人、指導者の直筆署名は不要です。

※「i)診療実績の証明」で用いた症例と重複可ですが、診療実績は更新単位該当期間の 2019.11月以降の症例に限ります。